

さいたま市農業委員会訓令第1号

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月16日

さいたま市農業委員会
会長 西 形 知 行

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令

さいたま市農業委員会事務局規程（平成15年農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務局の職員) 第4条 [略] 2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「局次長」という。）、参事を置くことができる。 3 課に副参事、課長補佐、主幹、 <u>総合調整幹、調整幹、専門幹</u> 、参与又は主査を置くことができる。 4 [略]	(事務局の職員) 第4条 [略] 2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「局次長」という。）、参事、 <u>総合調整幹又は調整幹</u> を置くことができる。 3 課に副参事、課長補佐、主幹、 <u>専門幹</u> 、参与又は主査を置くことができる。 4 [略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。